

令和8年度犯罪被害者等支援懇話会（第1回）における主な意見

1. 多機関ワンストップサービス体制の実施状況について

- 弁護士会の無料電話相談は毎週金曜日1回限りしか実施していないため、タイミングによっては電話相談までに時間がかかるし、犯罪被害者等を法的支援につなげるために県の弁護士助成制度を使う場合はさらに時間がかかる。一番早く、つないでほしいのは、法テラスの被害者精通弁護士紹介制度である。
- 直接支援に携わるのはライン、スタッフはインフラ整備に携わる。一人でラインとスタッフの両方を担うのは非効率である。コーディネーターが直接支援をするための配置か、インフラ整備のための配置か、役割が不明瞭である。県として、インフラ整備を進めるのなら、県民安全課に福祉職1人を配置するのみではなく、県庁内で連携を進め、県の福祉課からの協力理解を得ることで県全体の推進を図ることができるのではないかな。

2. アドバイザー※派遣制度について

- もう少しアドバイザーにコーディネーターの業務を受け持ってもらえるといい。（複数意見あり）
（※県事業に協力してくれる社会福祉士等）
- アドバイザーに助言をもらうだけではなく、ゆくゆくはコーディネーターをしていたいたり、非常勤で入っていただいたり、せっかくつながった8名の方々をここでうやむやにってしまうのは非常に残念だと思う。もっと活躍していただける体制をとっていただきたい。

3. アウトリーチ支援について

- 福祉に抵抗がある方も多い。コーディネーターが役割を果たす上で、抵抗が生ずることを踏まえ対応・配慮が求められる。
- 資料に上がっているケースだけでも、コーディネーターにとっては心身ともに相当大的な負担になっているし、アウトリーチを実現するためには、コーディネーターが本来の業務に従事できるようにしないといけない。
- 人的負担を誰かに負わせることだけで終わらせるのではなく、人が負うべきところと、そうでないところを精査して処理していく必要がある。
対面的に人が人に伝えることが伝統的に行われてきたところであるが、犯罪被害者等支援の場合では、地域の人々が地域に相談する形になるため、逆に人的つながりが厳しくなる、相談しにくくなる面がある。人が接することが適切な部分はもちろんあるが、そうでない部分では、テクノロジーの活用へシフトしていくということは重要ではないかな。
- 一例としてはAIの活用があるが、これはどこの組織でも問題意識を持っており、検察庁、弁護士会、裁判所も検討する方向で議論が進められている。愛知県も先進的に進めていくことが大事なのではないかな。

- 市町村の担当者がアウトリーチをするときに、被害者の方と住所があまりにも近い担当者は避けていただきたい。

4. 警察からの情報提供制度について

- 県警からの情報提供制度が始まったことは、被害者の立場からしてもありがたい。市町村も心の準備ができるし、支援の準備をしていただけるため、より支援がスムーズにされていくのではないかと感じる。犯罪の種類は限られているが、これからもっと広がっていくとよい。

5. 県内市町村の特化条例制定について

- 県内全ての市町村に条例は作っていただきたいが、条例ができて終わりではなく、まさにスタートだと思う。県から市町村に出向いて様子をうかがうという面のアウトリーチはずっと必要だと思う。
- 三重県の被害者遺族が県職員の市町村訪問に同伴し、全市町村が制定することになった。そのように、県の職員が市町村を訪問するときに私どもと一緒に参加し、首長に会いして条例制定に向けて促すような働きかけをしたらどうか。
- 全市町村が条例を制定してからが、ようやくスタートになる。条例制定に向けていくらかでも協力はするので、いつでも声をかけていただきたい。（複数意見あり）

6. その他

- 弁護士費用そのものの助成を考えていただきたい。
- 被害早期の段階で困っているとき、なかなか自分の法的ニーズに気づいていないことも多々あると思う。支援調整会議を開催する際、被害者等にどういったニーズがあるかわからないといった場合には、弁護士でしかわからないこともあるので、参加させていただきたい。
- もちろん自治体に出向いて顔の見える関係を築くということのも大切だが、半日、一日かかってしまうこともあるので、Teamsなども取り入れていくとよいのでは。
- 二次被害の概念はありとあらゆるところに潜在している。懇話会の議論においても、何をどこまで達成するか。明確な目標をもって、着実に一步ずつ進めていくことが必要ではないか。